

令和5年度

公益社団法人長野県介護福祉士会

定 時 社 員 総 会

資 料



開催日時 令和5年6月17日(土)
開催方法 V-expo メタバー空間(オンライン)

令和5年度定時社員総会次第

開催日時：令和5年6月17日（土）

開催方法：V-expo メタバース空間

- | | | | |
|---|-----|---|-------------|
| 1 | 開 | 会 | 12:00 |
| 2 | 会 | 長 | あいさつ |
| 3 | 会 | 長 | 表 |
| 4 | 議 | 長 | 選 |
| 5 | 議 | 事 | 録署名 |
| 6 | 議 | 事 | 12:30～13:00 |
| | 議 | 決 | 事項 |
| | 第1号 | 議 | 案 |
| | 第2号 | 議 | 案 |
| | 第3号 | 議 | 案 |
| | 報 | 告 | 事項 |
| | 報 | 告 | 事項1 |
| | 報 | 告 | 事項2 |
| | 報 | 告 | 事項3 |
| | 報 | 告 | 事項4 |
| 7 | 閉 | 会 | ・あいさつ |
| | | | 13:00 |

実践発表・講演会等

- | | | | | | | |
|---|---|----|---|---|----------------------|-------------|
| 1 | 実 | 践 | 発 | 表 | （認定介護福祉士養成研修修了者） | 13:00～13:40 |
| 2 | 講 | 演 | 会 | | | 13:50～14:50 |
| | 演 | 題 | | | 「悲しみをあたためる」 | |
| | 講 | 師 | | | 飯島 恵道 氏（松本市 東昌寺住職） | |
| 3 | ト | ーク | セ | ッ | シ | ョ |
| | | | | | ン 「メタバースで介護のはなしをしよう」 | |
| | | | | | （メイン会場+3つのブース） | 15:00～16:00 |
| 4 | 次 | 回 | 総 | 会 | 担 | 当 |
| | | | | | 支 | 部 |
| | | | | | ア | ピ |
| | | | | | ール | 16:00～16:25 |
| 5 | 閉 | 会 | | | | 16:25 |

令和5年度 公益社団法人長野県介護福祉士会会長表彰 被表彰者

(敬称略、五十音順)

- 1 佐藤 ふみ子 小諸市
平成25、26年度に東信支部副会長、平成27、28年度に理事を務め組織の運営に貢献されました。
- 2 杉山 さおり 下伊那郡
令和元年度、2年度に南信支部会計として組織づくりに貢献されました。
- 3 戸崎 洋子 諏訪郡
平成20年度に南信支部副支部長、21年度に支部長として組織づくりに貢献されました。
- 4 原 千香子 上伊那郡
平成27、28年度に南信支部副会長、平成29、30年度に理事を務め組織の運営に貢献されました。
- 5 藤沢 高広 中野市
平成16年度に北信支部副支部長、17、18年度に支部長として組織づくりに貢献されました。

令和5年度 公益社団法人長野県介護福祉士会永年在籍表彰 被表彰者

長野県介護福祉士会に入会以来20年以上に亘り会発展に尽力されました。

(敬称略、会員番号順)

番号	会員番号	氏名	番号	会員番号	氏名
1	2002199	今井 広子	26	2003252	金井 由美
2	2002543	中島 智子	27	2003255	市村 幸子
3	2002606	原 紀久美	28	2003256	白倉 尚美
4	2002703	藤原 美鈴	29	2003258	小林 孝臣
5	2002704	三ッ澤 裕樹	30	2003263	平中 美幸
6	2002730	藤森 美佳	31	2003266	神田 順子
7	2002738	田中 由香	32	2003282	塩原 弥生
8	2002758	中村 仁	33	2003285	忠地 ゆかり
9	2002766	矢澤 道子	34	2003288	柳沢 佳澄
10	2003034	佐藤 千夏	35	2003292	小松 喜久美
11	2003088	石川 昌三	36	2003296	岸 千栄
12	2003156	中谷 理恵	37	2003298	五味 弓子
13	2003191	小川 晃代	38	2003310	小林 珠美
14	2003194	竹入 さか枝	39	2003313	川上 久美子
15	2003198	加納 常子	40	2003328	山田 梅子
16	2003204	宮沢 智子	41	2003342	中村 美樹子
17	2003214	小根山 英江	42	2003344	林 めぐみ
18	2003217	久留間 一宏	43	2003345	片桐 浩子
19	2003226	菊原 長子	44	2003346	熊谷 教
20	2003232	中村 基浩	45	2003359	勝山 寛子
21	2003240	福澤 栄子	46	2003367	小泉 慎吾
22	2003243	坪川 智水	47	2003376	小原 真由美
23	2003247	志摩 芳夫	48	2003380	石川 亜梨沙
24	2003249	松倉 和子	49	2003381	関口 真友
25	2003251	中山 千賀代	50	2003384	掛川 礼子

令和5年度 公益社団法人長野県介護福祉士会 定時社員総会議案書

議決事項

- 第1号議案 定款の一部変更について
- 第2号議案 令和4年度収支決算について
- 第3号議案 令和4年度役員を選出について

報告事項

- 報告事項1 令和4年度事業報告について
- 報告事項2 令和5年度事業計画について
- 報告事項3 令和5年度収支予算について
- 報告事項4 倫理委員会委員の選出について

報告事項1

公益社団法人長野県介護福祉士会令和4年度事業報告

公益社団法人長野県介護福祉士会
会長 鈴木 よし子

○目標

私たちは誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。

○基本理念

私たち介護福祉士は、自己決定を最大限尊重し、人間の尊厳の保持を旨とする介護サービスを提供します。そして、すべての人々が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

1. 組織の状況

<会員数>

- 2022年 3月31日現在 会員数 2454人
- 2023年 3月31日現在 会員数 2318人（-136名）

2. 定款の変更

日本介護福祉士会とのパートナー協定に伴い、公益社団法人長野県介護福祉士会定款の変更に向けて検討してまいりました。

改正前	改正後
第10条 (1)第7条の支払い義務を <u>2年以上</u> 履行しなかったとき。	第10条 (1)第7条の支払い義務を <u>1年以上</u> 履行しなかったとき。

3. 活動

長野県介護福祉士会では、認定介護福祉士の養成を進めており、二期生が研修を終了しました。認定介護福祉士が、地域での連携を推進していく事を期待しているところです。二期生が全員合格し、登録が終了すると、長野県介護福祉士会で38名の認定介護福祉士の登録数となる予定です。

長野県社会福祉協議会では、アドバイザー派遣事業を行い、長野県介護福祉士会の会員が、社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業(長野県委託事業)に協力しました。また、キャリア形成訪問指導事業のメニューの中に新たにノーリフティングケアの実践方法に関する研修を取り入れました。

日本介護福祉士会では、厚労省の審議会では介護保険制度の見直し論議が進むなか、要介護1・2の訪問介護と通所介護を保険給付から外し区市町村の「総合事業」へ移行させる提案に反対する要望書を他団体と共に厚労省に提出しました。都道府県の介護福祉士からの意見を踏まえての、要望書となります。

4. 今後の課題

次年度への課題として組織率の向上です。会員でない介護福祉士に介護福祉士の専門性と、楽しさをどう届けていけばよいかを考え、楽しくつながる仕組みづくりができることで組織強化につなげていきます。また、地域のみなさん、多職種とともに地域の活性化が図れるよう、呼びかけていきます。

会員の自主性を尊重し、会員のための活動を広げていくこと、皆さんの思いを形にした資産運用についての検討も重要です。

1 介護福祉の向上及び福祉の増進に寄与する事業(公益目的事業)

事業名	期 日	会場	事業内容	参加人数
(1) 介護福祉の向上のための啓発・調査事業				
①介護の質を高める事業	4. 3.12(土)	松本短期大学	・高齢者の乾燥予防のためのハンドケア 小宮山 圭氏 (日本ケアセラピスト協会講師)	12名
	4.12.17(土)		・看取りへの介護・看護の連携 百瀬ちどり氏(松本看護大学教授)	14名
	5. 1.21(土)		・事例検討ー悩み解決をしようー 丸山順子氏(松本短期大学介護福祉学科学科長)	7名
② 実践ラボ事業	4.5.14(土)		令和3年度参加者発表会 第1回介護福祉実践ラボ ・松本市なんなん広場 受講者 延5名 ・東御市みまき・施設見学。みまき職員参加。何を書きたいのか。 テーマ思考 ・30周年記念式典ラボと学生コラボ発表 ・個別検討 ・進捗状況の確認・アドバイス ・発表会	
	4. 7. 9(土)			
	4. 9.17(土)			
	4.10. 8(土)			
	4.11.19(土)			
	5. 2. 4(土) 5. 4.15(土)			
(2) 社会福祉に関する啓発事業・情報提供事業				
①講師派遣事業	年間		・施設、事業所が行う研修に対し、要請に応じて講師を派遣 施設、事業所延35箇所 講師延45名 ・広域連合介護認定審査会に審査委員48名を派遣	
② 広報活動事業	年間		・「ケアワーク信濃」164号～168号 6.8.10.12.3月発行 ・「ケアワーク信濃」164号～168号 編集5会議(4月～12月) ・HP・Facebookの運営及び更新	
③共催事業 長野県ふっころフェスティバル 「介護の日県民の集い」 介護技術コンテスト	4.11.12(土)	須坂市 メセナホール	県社会福祉法人経営者協議会・県社会福祉協議会・県介護福祉士養成施設連絡会・県高等学校福祉教育研究会・県介護福祉士会共同開催	
④外国人介護人材受入支援 事業 集合研修	5.2.7(火)	信州介護福祉 専門学校 長野社会ふく し専門学校	技能実習生及び介護における1号特定技能外国人の生活支援 技術を向上し、仲間との交流を図る	非会員44名
	5.3.1(水)			

2. 介護福祉士の専門性を高める事業

①部門部会研修				
ア 認定介護福祉士養成研修	4.4/23・24 4.5/30・31 4.6/28・29 4.7/10・29 4.8/27 4.10/21 4.12/10・25 5.1/28・29 5.2/19	JA長野県ビル オンライン	認定介護福祉士としての役割や使命を果たすために必要な知識・技術を獲得し、実践力を身に着けた介護福祉士を養成する	会員18名 (うち県外6名)
	イ ファーストステップ研修			

事業名	期 日	会場	事業内容	参加人数
ウ 介護福祉士実習指導者研修	4. 7.29(金) 4. 9.13(火) 4.10. 5(水) 4.11.10(木)	JA長野県ビル	「介護の基本」「実習指導の理論と実際」「介護過程の理論と指導」「スーパービジョンの意義と活用及び学生理解」「実習指導の方法と展開」「実習指導者に対する期待」「実習指導における課題」	会員 9名 非会員34名 計 43名
エ 介護福祉士基本研修	4.11.29(火) 4.12.12(木) 5. 2.24(金)	JA長野県ビル	生涯研修制度における基本研修の位置づけ・介護過程を展開する前提として・求められる介護福祉士像・生活支援としての介護の視点・自立支援の考え方・求められる知識と技術・介護過程の基本的理解を学ぶ	会員 21名 非会員 3名 計 24名
オ サービス提供責任者研修	4. 9.30(金) 4.10.27(木) 4.11.22(火) 4.12. 6(火)	長野上水内 教育会館	訪問介護計画、手順書の作成及び記録・他職種との連携及びコミュニケーション・事業所内で部下を指導教育する方法・サービス提供責任者に必要な医療知識や緊急時対応・介護保険法と訪問介護を学ぶ	会員 11名 非会員 16名 計 27名
カ 生活支援技術講師養成研修(指導者養成)	4.8.23(火)	長野社会ふくし専門学校	生活支援技術の講師として統一した基本技術の確認と、状況に合わせた技術が提供できるよう学び、各支部で開催する研修でフィードバックし、次世代の講師を養成する目的も含む	会員 14名 非会員 名 計 14名
キ フォローアップ(介護過程)講習会	4.7.11(月)	長野社会ふくし専門学校	・介護過程の基礎を理解する・実際に事業案をもとに演習を組み立てる・教授体験、プレゼンテーション	会員 13名 計 13名
ク リスクマネジメント研修	4.5.27(金) 4.6.17(金)	長野上水内 教育会館	令和3年度の介護報酬、基準改定により施設サービスでは安全対策担当者の設置が義務付けられた。これを踏まえ「介護サービスとリスクマネジメント」「リスクマネジメントに必要なツール」「認識のズレというリスク」「事故の再発防止の取り組み」を学ぶ	会員 20名 非会員 55名 計 75名
ケ 看取り研修	5.1.17(火)	オンライン	人生の最終章をその人らしく支えるために、終末期の身体の状態を理解し、利用者・家族等との関わり方、他職種との連携について学ぶ	会員 10名 非会員 31名 計 41名
コ 災害ボランティア基礎研修	5.1.7(土)	松本なんなん	災害時における介護福祉士としてのボランティアの在り方を学ぶ	会員 13名 非会員 0名 計 13名
サ 介護職種の技能実習指導員講習(指導者養成)	4.10.3(月)	JA長野県ビル	介護職種の技能実習生の技能修得等が円滑に行われるよう適切な実習体制を確保するため、指導に必要な知識・技術を修得する	会員 8名 非会員 32名 計 40名
シ 介護福祉士の専門性と職業倫理	4.12.13(火)	長野上水内 教育会館	対人援助職である介護福祉士にとって「高い倫理性の保持」は介護を展開していく上で欠くことができない。介護福祉士のあるべき姿を再確認し生活の質を高める介護実践が展開できるよう学ぶ	会員 10名 非会員 16名 計 26名
ス 障害福祉研修(障害者の特性と関わり方)	5.1.30(月)	長野上水内 教育会館	進んでいく高齢化・重度化大きな住環境・様々な障害特性や状態像がある中で、どのような対応が求められるのか、高齢障害者支援でのポイント、その人らしく支えるためにどうしたらよいのか専門性について考える	会員 11名 非会員 9名 計 20名
セ 拘縮予防と改善のための基礎と実践	5.2.9(木)	オンライン	拘縮のメカニズムを正しく理解しきちんと評価し適切なポジショニングを学ぶ	会員 16名 非会員 33名 計 49名

事業名	期日	会場	事業内容	参加人数
② 支部・ブロック企画研修				
支部研修・ブロック研修		北信支部	介護カフェ、VR認知症研修 研修回数5回	68名
		東信支部	認知症研修会(せん妄について学ぼう)、アンガーマネジメント(基礎編・発展編)、コロナ禍におけるレクリエーション、コロナ禍におけるアクティビティ	88名
		中信支部	ZOOM研修、介護カフェ、ノーリフティングケア、生活支援技術の移乗・移動 研修回数5回	86名
		南信支部	認知行動心理学、BCP作成のポイント 研修回数6回 研修回数2回	63名
③ 受験対策事業				
全国一斉模擬試験	4.12.19(月)		介護福祉士受験予定者に対し本会独自に研究し、分析した試験問題を郵送	8名(郵送のみ)

3 その他本会の目的を達成するために必要な事業(法人会計)

(1) 諸会議の開催				
① 定時社員総会	4.6.18(土)	長野県伊那文化会館 オンライン 支部設置	・「会長表彰」「令和3年度事業報告」「収支決算」審議、承認・ 「令和4年度事業計画・収支予算」報告 ・日本介護福祉士会 及川会長より会費改正について	100名
② 理事会	4.5.21(土)	Zoom	・第1回理事会 「2021年度事業報告・収支決算」「社員総会招集」審議、承認	
	4.12.10(土)	Zoom	・第2回理事会 審議事項 令和4年度上半期執行状況報告 日本介護福祉士会とのパートナー協定について	
	5.3.25(土)	JA長野県ビル	・第3回理事会 (1) 令和5年度事業計画(案)について (2) 令和5年度収支予算(案)について (3) 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて (4) 令和5年度会長表彰(案)について (5) メタバース社員総会について 審議、承認	
③ 委員会 ア 運営委員会	4.5.13(金)	Zoom	・組織強化、支部役員の各委員会の役割、役員活動費等について	
	4.7.9(金)	松本なんなん	・令和4年度社員総会について ・組織強化、技能実習指導員講習について、介護福祉士養成施設との連携等	
	4.9.10(土)	Zoom	・30周年記念式典開催について ・組織強化、入会キャンペーン、外国人介護人材受入事業について ・30周年記念式典開催について	
	4.11.19(土)	松本なんなん	・ふっころフェスティバルについて ・組織強化、令和5年度定時社員総会について	
	5.1.7(土)	松本なんなん	・災害ボランティア基礎研修とマニュアルについて ・組織強化、キャリア形成訪問指導補助事業について ・令和5年度定時社員総会について	
	5.3.11(土)	松本なんなん	・30周年記念誌について ・組織強化、令和5年度定時社員総会について ・令和5年度事業計画について ・メタバース社員総会について	

事業名	期 日	会場	事業内容	参加人数
イ 広報委員会 編集会議	4. 6. 9 6月号		「ケアワーク信濃」164号～168号の編集会議を年間5回開催 ・支部総会報告・支部長挨拶文・介護福祉士会YouTube紹介・ 看取り研修報告・ファースト研修報告・事務局からの連絡・ケア輪 久・編集後記	
	4. 8. 8 8月号		・創立30周年記念k式典講演・支部研修報告・ZOOMの入室、操 作方案内・定時社員総会案内・介護の仕事満足度調査結果報 告・新入社員の言葉	
	4.10. 3 10月号		・ふっころフェスティバル・支部研修報告・新入社員の言葉・ OiBokkeShi・国際福祉機器展・記念誌川柳募集案内	
	4.12.16 12月号		・30周年記念式典参加報告・30周年に寄せて学生からの寄稿・ ふっころフェスティバル受賞者紹介・支部研修報告・会長からの メッセージ	
	5. 2.10 3月号		・長野県外国人介護人材受入支援事業・感染症対策報告・支 部活動、研修報告福祉用具特集	
ウ 研修委員会	4.5.21(土) 4.6.10(金) 5. 2. 9(木)	書面にて伝達 オンライン	研修委員の役割について、他 Zoomホスト学習(中信支部研修会に参加) 令和5年度に向けての研修計画について	
エ 組織委員会	4. 6.10(金)	オンライン	・役割と活動計画 ・事業所訪問活動について	6名
	4. 8. 5(金)	オンライン	・事業所訪問実績の確認 ・会員の仲間作りの支援について	7名
	4.8.29(金)～ 4.9.1(月)～	LINE	・オンラインカフェのPRの協力について ・各支部老健、特養への入会案内の送付と委員によるフォロー アップ開始	
	4.10.17(月)	オンライン	・入会キャンペーンの実施とそれに伴う各施設と養成校への訪 問計画	
	4.10.27(木)		・介護カフェ詳細打ち合わせ	6名
	4.12. 2(金)	オンライン	・養成校への勧誘活動(入会説明)について ・サービス提供責任者研修での勧誘活動(DVD流す) ・養成校訪問の日程と内容調整、1/29の国家試験の激励につい て	委員1名 7名
	4.12.16(金)		・養成校訪問 介護福祉士の説明と入会案内	会員、委員 合わせて2名
	5. 1.29(日)		・長野県福祉大学・介護福祉士国家試験受験者の激励(各試験 会場に分かれてポケットカイロと勧誘チラシを配布。挨拶と声か けが行いながらのPR活動 大原5名 松本短大5名)	組織委員、 県三役他
	5. 2. 7(火)		・養成校訪問 介護福祉士の説明と入会案内 信州介護福祉専門学校	委員2名 中信副会長
	5. 2.20(月)		・養成校訪問 介護福祉士の説明と入会案内 長野社会ふくし専門学校	委員3名
	5. 3. 1(水)		・養成校訪問 介護福祉士の説明と入会案内 松本短期大学	北信支部より1名 委員1名授業 の一環として
	5. 3. 1(水)		・養成校訪問 介護福祉士の説明と入会案内 松本医療福祉専門学校	委員1名授業 の一環として
5. 3.18(土)		・養成校訪問 短大の30周年記念式典に伴い式典の出口にて 入会案内配布(松本短期大学)	委員1名	
オ 地域福祉委員会	4. 5.14(土) 4. 7.16(土) 4. 9.24(土) 4.11.26(土) 4.12.20(火) 5. 1.21(土) 5. 3. 4(土)	松本短期大学	自己紹介・地域福祉委員会について・令和4年度事業について ・記念誌作成 ・研修交流会・研修旅行委員の連絡について・コ ロナ禍での活動の在り方協議 令和4年事業計画 記念誌・・・原稿募集 キャラクター募集 令和4年事業計画 記念誌・・・原稿募集 キャラクター募集 ・30周年記念誌について・潜在介護福祉士技術研修について 潜在介護福祉士のための介護技術研修 令和4年事業計画 記念誌・・・原稿募集 キャラクター募集 令和4年事業計画 記念誌・・・原稿募集 キャラクター確定	4名
カ 災害対策委員会	4.9.10(土) 5.1.10(土) 5.3.11(土)	Zoom	・災害救援マニュアルの見直し ・災害ボランティア基礎研修 ・災害救援マニュアル完成紹介	

事業名	期 日	会場	事業内容	参加人数
キ 倫理委員会	—		・委員会開催事案なし	
④ 三役会	4. 4.22(金) 4. 5.13(金) 4. 6.10(金) 4. 8.19(金) 4.10.14(金) 4.12. 2(金) 5. 2.17(金) 5. 3.11(土)	Zoom Zoom Zoom Zoom Zoom 松本なんなん Zoom 松本なんなん	・運営委員会、理事会等に付託する事項協議 ・研修会、本会の運営等協議	

(2) その他

① 日本介護福祉士会総会	4.5.28(土)	Zoom オンライン	令和3年度事業報告、収支決算および令和4年度事業計画、収支予算 審議、承認	47名
② 日本介護福祉士会 第29回全国大会 第20回日本介護学会	4.10.19(水) 4.10.20(水)	大さん橋ホール (神奈川県) ハイブリット形式	災害に関する学び マインドフルネスに関する学び	

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

改正案	現行
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人長野県介護福祉士会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。 第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 本会は、介護福祉の向上のための調査研究並びに情報提供及び啓発事業等を展開することにより、県民に対し介護に関する知識の普及を図るとともに、介護福祉士の専門性の確立を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 介護福祉の向上のための調査研究事業 (2) 県民への介護福祉に関わる情報提供及び啓発事業 (3) 介護従事者等に対する相談、研修等事業 (4) 介護保険制度をより充実させるための事業 (5) 権利擁護に関する制度をより充実させるための事業 (6) 介護福祉士としての専門性を確立するための事業 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、長野県において行うものとする。 第3章 社員 (法人の構成員) 第5条 本会に次の会員を置く。</p>	<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人長野県介護福祉士会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。 第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 本会は、介護福祉の向上のための調査研究並びに情報提供及び啓発事業等を展開することにより、県民に対し介護に関する知識の普及を図るとともに、介護福祉士の専門性の確立を目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 介護福祉の向上のための調査研究事業 (2) 県民への介護福祉に関わる情報提供及び啓発事業 (3) 介護従事者等に対する相談、研修等事業 (4) 介護保険制度をより充実させるための事業 (5) 権利擁護に関する制度をより充実させるための事業 (6) 介護福祉士としての専門性を確立するための事業 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、長野県において行うものとする。 第3章 社員 (法人の構成員) 第5条 本会に次の会員を置く。</p>

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>(1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した介護福祉士</p> <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>(3) 名誉会員 本会对して功労があった者で、社員総会において推薦されたもの</p> <p>2 前項の会員のうち正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(社員の資格の取得)</p> <p>第6条 本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>2 退社し、又は除名された社員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。</p> <p>(任意退社)</p> <p>第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>	<p>(1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した介護福祉士</p> <p>(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>(3) 名誉会員 本会对して功労があった者で、社員総会において推薦されたもの</p> <p>2 前項の会員のうち正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(社員の資格の取得)</p> <p>第6条 本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>2 退社し、又は除名された社員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。</p> <p>(任意退社)</p> <p>第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>
--	--

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>(1) 第 7 条の支払義務を <u>1 年</u>以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総社員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>第 4 章 社員総会</p> <p>(構成)</p> <p>第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p>	<p>(1) 第 7 条の支払義務を <u>2 年</u>以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 総社員が同意したとき。</p> <p>(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>第 4 章 社員総会</p> <p>(構成)</p> <p>第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 社員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p>
---	---

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。
(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。
(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権の行使ができ、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから選任された 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員、顧問及び事務局

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。
(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。
(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権の行使ができ、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから選任された 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員、顧問及び事務局

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>(役員の設置)</p> <p>第 19 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長、4 名を副会長とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>3 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第 19 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長、4 名を副会長とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>3 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p>
--	--

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。</p> <p>2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第 26 条 本会に任意の機関として若干名の顧問を置く。</p> <p>2 顧問は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応じること</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 顧問の報酬は、無償とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 27 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p>	<p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。</p> <p>2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第 26 条 本会に任意の機関として若干名の顧問を置く。</p> <p>2 顧問は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応じること</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 顧問の報酬は、無償とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 27 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、会長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p>
--	--

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>第28条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>（権限）</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長及び副会長の選定及び解職</p> <p>（招集）</p> <p>第30条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>（議長）</p> <p>第31条 理事会の議長は会長とする。</p> <p>（決議）</p> <p>第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>（資産の構成）</p> <p>第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録の財産</p>	<p>第28条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>（権限）</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長及び副会長の選定及び解職</p> <p>（招集）</p> <p>第30条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>（議長）</p> <p>第31条 理事会の議長は会長とする。</p> <p>（決議）</p> <p>第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p>第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>（資産の構成）</p> <p>第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録の財産</p>
--	--

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>(2) 会費 (3) 入会金 (4) 事業に伴う収入 (5) 財産から生ずる収入 (6) 寄付金品 (7) その他の収入 (資産の管理)</p> <p>第35条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。 (事業年度)</p> <p>第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算)</p> <p>第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p>	<p>(2) 会費 (3) 入会金 (4) 事業に伴う収入 (5) 財産から生ずる収入 (6) 寄付金品 (7) その他の収入 (資産の管理)</p> <p>第35条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。 (事業年度)</p> <p>第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算)</p> <p>第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p>
--	--

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第 41 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第 42 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)</p>	<p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第 41 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第 42 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)</p>
---	---

公益社団法人長野県介護福祉士会定款

<p>には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の会長は畠山仁美とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の会長は畠山仁美とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>
---	---

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減
1	I 資産の部			
2	1. 流動資産			
3	現金及び預金	21,269,323	20,971,943	297,380
4	流動資産合計	21,269,323	20,971,943	297,380
5	2. 固定資産			
6	(1) 基本財産			
7	定期預金	3,550,000	3,550,000	0
8	普通預金	3,580	3,580	0
9	基本財産合計	3,553,580	3,553,580	0
10	(2) 特定資産			
11	退職給付引当資産	766,644	766,644	0
12	大規模災害支援積立資産	996,548	996,548	0
13	研修会館建設積立資産	100,469,825	100,467,531	2,294
14	特定資産合計	102,233,017	102,230,723	2,294
15	(3) その他固定資産			
16	固定資産合計	105,786,597	105,784,303	2,294
17	資産合計	127,055,920	126,756,246	299,674
18				
19	II 負債の部			
20	1. 流動負債			
21	前受金	0	3,000	-3,000
22	預り金	163,220	206,250	-43,030
23	流動負債合計	163,220	209,250	-46,030
24	2. 固定負債			
25	退職給付引当金	766,644	766,644	0
26	固定負債合計	766,644	766,644	0
27	負債合計	929,864	975,894	-46,030
28				
29	III 正味財産の部			
30	1. 指定正味財産			
31	指定正味財産合計	0	0	0
32	2. 一般正味財産			
33	(うち基本財産への充当額)	3,553,580	3,553,580	0
34	(うち特定資産への充当額)	102,233,017	96,187,124	6,045,893
35	一般正味財産合計	126,126,056	125,780,352	345,704
36	正味財産合計	126,126,056	125,780,352	345,704
37	負債及び正味財産合計	127,055,920	126,756,246	299,674

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 1. 経常増減の部				
2 (1) 経常収益				
3 ① 基本財産運用益	0	0	0	運用利息
4 ② 特定資産運用益	2,734	2,730	4	研修会館積立利息
5 特定資産受取利息	2,734	2,730	4	
6 ③ 受取入会金	25,000	28,000	-3,000	25名分
7 受取入会金	25,000	28,000	-3,000	
8 ④ 受取会費	11,985,000	12,590,000	-605,000	
9 正会員受取会費	11,705,000	12,285,000	-580,000	2341名分 (-116名)
10 賛助会員受取会費	280,000	305,000	-25,000	個人1 法人9
11 ⑤ 事業収益	12,037,599	10,969,199	1,068,400	
12 研修会参加負担金収益	6,729,000	5,619,101	1,109,899	研修会受講者増
13 国家試験対策事業収益	30,000	85,000	-55,000	全国一斉模試受験者減
14 講師派遣事業収益	5,278,599	5,265,098	13,501	訪問指導事業補助金等
15 ⑥ 受取補助金等	1,111,084	1,226,084	-115,000	
16 受取通信補助金	1,111,084	1,226,084	-115,000	日介広報誌送料補助金
17 ⑦ 受取負担金	0	0	0	
18 ⑧ 受取寄付金	0	0	0	
19 ⑨ 雑収益	140,219	119,179	21,040	日介会費値上げ説明の補助金
20 雑収益	140,219	119,179	21,040	
21 ⑩ 他会計からの繰入額	0	0	0	
22 経常収益計	25,301,636	24,935,192	366,444	
23 (2) 経常費用				
24 ① 事業費	10,724,319	8,614,852	2,109,467	
25 広告宣伝費	181,912	0	181,912	
26 旅費交通費	597,727	420,442	177,285	研修会講師旅費
27 通信運搬費	809,078	1,185,447	-376,369	ケアワーク信濃送料
28 消耗品費	763,592	530,821	232,771	
29 印刷製本費	932,010	638,650	293,360	ケアワーク印刷代
30 賃借料	906,460	1,091,867	-185,407	
31 諸謝金	5,882,746	4,556,742	1,326,004	研修会講師謝金増
32 支払負担金	550,000	42,500	507,500	認定39万 ファースト16万
33 役務費	70,344	113,384	-43,040	ケアワーク封入封緘
34 雑費	30,450	34,999	-4,549	
35 ② 管理費	14,231,613	13,476,026	755,587	
36 給料手当	6,296,975	6,758,015	-461,040	事務局職員給与減
37 法定福利費	491,277	656,843	-165,566	社会保険料減
38 旅費交通費	1,160,148	714,745	445,403	対面会議増
39 役務費	17,880	18,888	-1,008	
40 賃借料	615,905	352,707	263,198	
41 光熱水料費	142,994	109,029	33,965	
42 通信運搬費	2,026,660	2,514,668	-488,008	オンライン会議減
43 消耗品費	1,155,037	540,373	614,664	30周年関連、支部PC等
44 保険料	23,016	58,018	-35,002	
45 渉外活動費	42,000	42,000	0	
46 顧問料	933,900	1,024,100	-90,200	
47 業務委託費	67,600	250,800	-183,200	映像配信委託減
48 租税公課	558,600	45,400	513,200	消費税納税
49 印刷製本費	500,756	302,288	198,468	30周年記念誌関連
50 諸謝金	133,644	0	133,644	
51 支払負担金	35,000	20,000	15,000	
52 雑費	30,221	68,152	-37,931	
53 ③ 他会計への繰越	0	0	0	

58	科	目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
59						
60		経常費用計	24,955,932	22,090,878	2,865,054	
61		当期経常増減額	345,704	2,844,314	-2,498,610	
62						
63	2.	経常外増減の部				
64	(1)	経常外収益				
65	①	基本財産売却益	0	0	0	
66	②	固定資産売却益	0	0	0	
67		経常外収益計	0	0	0	
68	(2)	経常外費用				
69	①	基本財産評価損	0	0	0	
70	②	固定資産売却損	0	0	0	
71		経常外費用計	0	0	0	
72		当期経常外増減額	0	0	0	
73		当期一般正味財産増減額	345,704	2,844,314	-2,498,610	
74		一般正味財産期首残高	125,780,352	122,936,038	2,844,314	
75		一般正味財産期末残高	126,126,056	125,780,352	345,704	
76						
77	II	指定正味財産増減の部				
78	①	受取補助金等	0	0	0	
79	②	受取負担金	0	0	0	
80	③	受取寄付金	0	0	0	
81	④	固定資産受贈益	0	0	0	
82	⑤	基本財産評価益	0	0	0	
83		当期指定正味財産増減額	0	0	0	
84		指定正味財産期首残高	0	0	0	
85		指定正味財産期末残高	0	0	0	
86						
87	III	正味財産期末残高				
88		正味財産期末残高	126,126,056	125,780,352	345,704	

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

	科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引消去	合計
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	① 基本財産運用益	0	0		0
5	② 特定資産運用益	2,487	247		2,734
6	特定資産受取利息	2,487	247		2,734
7	③ 受取入会金	12,500	12,500		25,000
8	受取入会金	12,500	12,500		25,000
9	④ 受取会費	5,992,500	5,992,500		11,985,000
10	正会員受取会費	5,852,500	5,852,500		11,705,000
11	賛助会員受取会費	140,000	140,000		280,000
12	⑤ 事業収益	11,918,599	119,000		12,037,599
13	研修会参加負担金収益	6,610,000	119,000		6,729,000
14	国家試験対策事業収益	30,000	0		30,000
15	講師派遣事業収益	5,278,599	0		5,278,599
16	⑥ 受取補助金等	669,392	441,692		1,111,084
17	受取通信補助金	669,392	441,692		1,111,084
18	⑦ 受取負担金	0	0		0
19	⑧ 受取寄付金	0	0		0
20	⑨ 雑収益	9,018	131,201		140,219
21	雑収益	9,018	131,201		140,219
22	経常収益計	18,604,496	6,697,140		25,301,636
23					
24	(2) 経常費用				
25	① 事業費	10,724,319	0		10,724,319
26	広告宣伝費	181,912	0		181,912
27	旅費交通費	597,727	0		597,727
28	通信運搬費	809,078	0		809,078
29	消耗品費	763,592	0		763,592
30	印刷製本費	932,010	0		932,010
31	賃借料	906,460	0		906,460
32	諸謝金	5,882,746	0		5,882,746
33	支払負担金	550,000	0		550,000
34	役務費	70,344	0		70,344
35	雑費	30,450	0		30,450
36	② 管理費	7,997,236	6,234,377		14,231,613
37	給料手当	5,037,580	1,259,395		6,296,975
38	法定福利費	393,022	98,255		491,277
39	旅費交通費	0	1,160,148		1,160,148
40	役務費	0	17,880		17,880
41	賃借料	513,254	102,651		615,905
42	光熱水料費	119,162	23,832		142,994
43	通信運搬費	1,215,996	810,664		2,026,660
44	消耗品費	693,022	462,015		1,155,037
45	保険料	0	23,016		23,016
46	渉外活動費	25,200	16,800		42,000
47	顧問料	0	933,900		933,900
48	業務委託費	0	67,600		67,600
49	租税公課	0	558,600		558,600
50	印刷製本費	0	500,756		500,756
51	諸謝金	0	133,644		133,644
52	支払負担金	0	35,000		35,000
53	雑費	0	30,221		30,221
54	経常費用計	18,721,555	6,234,377		24,955,932
55	当期経常増減額	-117,059	462,763		345,704
56					
57	2. 経常外増減の部				
58	(1) 経常外収益	0	0		0
59	① 基本財産売却益	0	0		0

	科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引消去	合計
60	② 固定資産売却益	0	0		0
61	③ 固定資産受贈益	0	0		0
62	経常外収益計	0	0		0
63	(2) 経常外費用	0	0		0
64	① 基本財産評価損	0	0		0
65	② 固定資産売却損	0	0		0
66	③ 災害損失	0	0		0
67	経常外費用計	0	0		0
68	当期経常外増減額	0	0		0
69	他会計振替額	119,146	-119,146		0
70	当期一般正味財産増減額	2,087	343,617		345,704
71	一般正味財産期首残高	95,975,581	29,804,771		125,780,352
72	一般正味財産期末残高	95,977,668	30,148,388		126,126,056
73					
74	II 指定正味財産増減の部	0	0		0
75	① 受取補助金等	0	0		0
76	② 受取負担金	0	0		0
77	③ 受取寄付金	0	0		0
78	④ 固定資産受贈益	0	0		0
79	⑤ 基本財産評価益	0	0		0
80	⑥ 特定資産評価益	0	0		0
81	⑦ 基本財産評価損	0	0		0
82	⑧ 特定資産評価損	0	0		0
83	⑨ 一般正味財産への振替額	0	0		0
84	当期指定正味財産増減額	0	0		0
85	指定正味財産期首残高	0	0		0
86	指定正味財産期末残高	0	0		0
87					
88	III 正味財産期末残高				
89	正味財産期末残高	95,977,668	30,148,388		126,126,056

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 引当金の計上基準
退職給付引当金は職員の期末自己都合要支給額の100%を計上している。
- (2) 消費税の会計処理は税込処理を採用している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	3,580			3,580
定期預金	3,550,000			3,550,000
小 計	3,553,580			3,553,580
特定資産				
退職給付引当資産	766,644			766,644
研修会館建設積立資産	100,467,531	2,294		100,469,825
大規模災害支援積立資産	996,548			996,548
小 計	102,230,723	2,294		102,233,017
合 計	105,784,303	2,294		105,786,597

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	3,580	()	(3,580)	()
定期預金	3,550,000	()	(3,550,000)	()
小 計	3,553,580	()	(3,553,580)	()
特定資産				
退職給付引当資産	766,644	()	()	(766,644)
研修会館建設積立資産	100,469,825	()	(100,469,825)	()
大規模災害支援積立資産	996,548	()	(996,548)	()
小 計	102,233,017	()	(101,466,373)	(766,644)
合 計	105,786,597	()	(105,019,953)	(766,644)

附属明細書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	普通預金	3,580			3,580
	定期預金	3,550,000			3,550,000
	基本財産計	3,553,580	0	0	3,553,580
特定資産	退職給付引当資産	766,644			766,644
	研修会館建設積立資産	100,467,531	2,294		100,469,825
	大規模災害支援積立資	996,548			996,548
	特定資産計	102,230,723	2,294	0	102,233,017

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	766,644				766,644

財 産 目 録

令和 5 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
1	1 流動資産			
2	普通預金	八十二銀行	県庁内支店No. 659-654	2,206,241
3	普通預金	八十二銀行	長野南支店No. 383-111	4,846,460
4	普通貯金	ゆうちょ銀行	長野県庁内No. 11170-10852921	12,299,170
5	普通貯金	J A長野県信連	本店No. 0015088	168,576
6	現金	北信支部		197,378
7	普通預金	北信支部	八十二長野南No. 478122	137,363
8	現金	東信支部		104,429
9	普通預金	東信支部	八十二三好町No. 616304	575,601
10	現金	中信支部		262,800
11	普通預金	中信支部	八十二松本駅前No. 715528	302,131
12	現金	南信支部		44,834
13	普通預金	南信支部	ゆうちょ銀行No. 26466581	124,340
14	流動資産合計			21,269,323
15	2 固定資産			
16	基本財産	普通預金	八十二銀行県庁内支店 No. 588-269 (公益目的保有財産)	3,580
17		定期預金	八十二銀行県庁内支店 No. 3-000-016-259 (公益目的保有財産)	3,550,000
18	特定資産	退職給付引当資産	八十二銀行県庁内支店 No. 622-777	766,644
19		研修会館建設積立資産	八十二銀行県庁内支店 No. 613-987 (公益目的保有財産)	11,107,348
20		研修会館建設積立資産	八十二銀行県庁内支店 No. 3-000-018-122 (公益目的保有財産)	5,060,000
21		研修会館建設積立資産	八十二銀行保護預り 長野県公募公債(公益目的保有財)	21,000,000
22		研修会館建設積立資産	長野銀行長野営業部 長野県債3年5回 (公益目的保有)	63,300,000
23		研修会館建設積立資産	長野銀行長野営業部 No. 8840020 (公益目的保有財産)	2,477
24		大規模災害支援積立資産	八十二銀行県庁内支店 No. 720-967 (公益目的保有財産)	996,548
25	その他固			
26	定資産			
27	固定資産合計			105,786,597
28	資産合計			127,055,920
29	(流動負債)			
30	預り金	源泉所得税		163,220
31	流動負債合計			163,220
32	(固定負債)			
33	退職給付引当金			766,644
34	固定負債合計			766,644
35	負債合計			929,864
36	正味財産			126,126,056

監 査 報 告 書

公益社団法人 長野県介護福祉士会
会 長 鈴 木 よ し 子 様

令和5年5月15日

監 事

木 島 好 禪



監 事

箱 山 み 江 子



私たちは、公益社団法人 長野県介護福祉士会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行い、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書及び財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務書類」という。）について正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席して、理事から業務の報告を聴取して、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 財務書類は、会計帳簿の記載金額と一致して、法人の財務書類に係る期間の財産、正味財産増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

第3号議案

令和5年度 公益社団法人長野県介護福祉士会

理事・役員名簿

任期：令和5年6月17日～令和7年定時社員総会まで

理事(15人)

重任	1	村岡	裕	佛子園専務理事
重任	2	石塚	豊	長野県薬剤師会専務理事
重任	3	神谷	典成	長野社会ふくし専門学校校長
新任	4	三村	仁志	長野県社会福祉士会事務局長
新任	5	松本	清美	長野県看護協会
重任	6	鈴木	よし子	松塩筑木曾老人福祉施設組合
重任	7	片倉	千洋美	松塩安筑老人福祉施設組合
新任	8	松木	信治	戸倉町ディサービスゆいっこ
新任	9	甲田	孝子	みまき福祉会法人本部
新任	10	市瀬	芳明	合同会社 鼓動
重任	11	本木	智恵子	ツクイ松本西グループホーム
重任	12	小林	誠	中野市社会福祉協議会
重任	13	丸山	明日香	
重任	14	井口	希代子	ケアプランセンターあおば
新任	15	藤沢	稔	結いまある井川城

監事(2人)

新任	16	畠山	仁美	信州スポーツ医療福祉専門学校
新任	17	杉山	逸人	杉山社会保険労務士事務所

顧問(1人)

重任		柳澤	玉枝	坂城町社会福祉協議会
----	--	----	----	------------

令和5年度事業計画

公益社団法人長野県介護福祉士会

～そこから広がる繋がり・新たな挑戦～

○基本理念

私たち介護福祉士は、利用される皆様1人ひとりを大切にし、自分らしい生活や人生の満足感、充実感を提供することで、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

私たち介護福祉士は、自己決定を最大限尊重し、人間の尊厳の保持を旨とする介護サービスを提供します。

○重点目標

1. 介護の質を担保するため、ブロック研修を強化するとともに、介護に携わる者の情報交換の場を作り会員をつなげます。
2. 地域貢献を目的に地域に目を向け、共生社会の実現を多職種と進めていきます。
3. 変化するニーズに柔軟に対応し、組織強化を図ります。

令和5年度は、会員同士つながり方、新しい組織と体制を作り上げていく年であると考えています。令和5年3月31日時点での組織率6.2%、同会としては会員数の減少に危機を感じており、組織率強化を目標としていきたいと考えています。それには、会員になる事のメリットを伝えていかなければなりません。制度や介護技術など、自己研鑽で学べることもありますが、人のつながりを作ることは、入会していなければ難しいことです。自分と同じ資格を持った人同士が情報交換できる場があることが最大のメリットだと思います。介護福祉士として働く専門職として、会員になり仲間とつながり自己研鑽することがスタンダードになるよう、各支部のブロック活動からつながりを作っていく事が目的の一つです。

また、二期生の認定介護福祉士養成研修が終了し、新たな認定介護福祉士の誕生が期待されます。地域で認定介護福祉士が地域包括ケアのつなぎ役になって行くことで、地域に介護福祉士の専門性を伝えていく事ができます。介護とは、「高齢者の夢をかなえる仕事」みんなが幸せを感じる仕事であることを、イベントを通して発信していきます。また、各団体、行政との連携をとり、地域包括ケアの推進を図ります。

そして、人々のライフスタイルが変わる中、介護福祉士会のあり方も変わっていかなければいけないだろうと考えました。ICTを活用した新たなコミュニケーション手法を探求し、会員への情報発信や会運営を充実強化していきます。例えば、メタバースを利用し、ZOOMでは難しかった大人数が集まるイベントを開催し、参加することを考えていけばどうでしょうか。会員だけでなく他団体等を巻き込み、様々な場所と繋がっていく事ができます。研修会館についても、発展的に検討していきたいと思えます。会員の皆さんがウキウキしながら繋がる仕掛けを、役員だけでなく会員の皆さんの力を借りて実行できればと思います。いずれは、社会が抱えている問題の解決につながることを目的にしたいと思えます。

職能団体としての役割を果たすためには、会員が職能団体に所属している実感が持てる組織でなければなりません。職能団体は、専門職の証です。「研修なくして介護なし」「つながりこそ介護の力」。効果のある研修の継続と組織率の向上に努めてまいります。

1. 事業内容

(1) 組織強化

- ① 支部・ブロックの活動、研修を充実させます。
- ② 読みやすく、興味を持ってもらえる広報紙や、ホームページの作成を行います。をそのためにホームページ等のリニューアルをしていきます。
- ③ 介護カフェ・ワークショップ等で、会員、非会員を含めた対話の場を作りつながりを広げます。また養成校も含めた談話の場を作るなどオンラインを活用した活動を作ります。

- ④ 各委員会活動の充実、活性化を図ります。
- ⑤ オンライン等を活用した事業展開を図ります。

(2) 資質向上を図り専門性を確立するための支援

- ① 生涯研修体系に基づく研修、キャリアパス対応研修を実施します。
- ② チームケア実践に対応できるリーダー育成に取り組みます。
- ③ 会員の論文研究を支援し、介護福祉士の専門性を可視化できるようにします。

(3) 災害支援のための取り組み

- ①長野県災害福祉ネットワーク構成団体と連携、協働し災害支援を行います。
- ②大規模災害時や災害に備え近隣都道府県介護福祉士会と連携、協力します。
- ③災害支援の手順書を作成します。

(4) 介護福祉士の役割を担い地域包括ケア・共生社会の構築を推進

- ①地域包括ケアを推進していく専門職として、介護福祉士の役割を理解し実践力を高めるための研修を実施します。
- ②医療、看護等、多職種連携協働を図ります。
- ④ 地域包括ケア、地域共生社会、多職種連携等の研修情報を迅速に提供し参加の機会を広げます。
- ⑤ 養成校との連携を継続させます。

(5) 介護福祉の普及啓発

- ① 福祉の理解と地域の介護力向上を目的に、公開セミナーを開催します。
- ② 「介護の日」に合わせ関係団体と連携し介護技術コンテストなどのイベントに取り組みます。
- ③ 介護福祉士養成施設との交流や連携を図り、介護福祉士を目指す学生や養成校の学生を会の研修に招待します。
- ④ 出前講座等で、小、中、高校、地域等に、現場の介護福祉士が生き生きと働いている姿や、介護の魅力を伝えます。

(6) 行政機関や各種関係団体が開催する検討会等に参画し、介護福祉士会としての意見を発信します。

(7) 研修会館建設について新しい発想での検討を継続します。

(8) 離職防止と再就職促進

- ①離職時の届出制度の推進に努め再就職支援につなげます。

(9) 調査研究活動

- ①介護福祉に関する調査研究事業（日本介護福祉士会の行う調査研究事業への協力も含む）
- ②論文研究事業（年6回）

(10) 介護福祉に関する啓発事業・情報提供事業

- ①公開セミナーの開催
- ②介護の日（11月11日）介護技術コンテストを企画開催する。（ふっころフェスティバル）

2 各委員会活動の充実

(1) 広報委員会

目的

ケアワーク信濃やホームページ、フェイスブックを活用し、会の活動や・政策、介護に関する情報等を効果的に発信します。

※年6回 編集会議 ホームページ担当者会議 年2回

目 的	内 容																				
会員意識の向上に資する啓発、広報活動	① 会報「ケアワーク信濃」の発行（年5回6.8.10.12.3月に発行） <ul style="list-style-type: none"> ・最新の介護情報の発信 ・本会及び支部、ブロックからの活動報告 ・会員相互の交流、活動状況、新会員の紹介 ・意識向上のための情報発信、講習会研修会等の広報 ・取材報告やアンケートによる会員の意見、ニーズ報告 																				
	② ホームページの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・本会及び支部、ブロックからの情報発信 																				
	③ 他委員会との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動の情報共有、情報交換 																				
会員拡大への広報活動	<p>①会報「ケアワーク信濃」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の介護情報の発信 ・本会及び支部、ブロックからの活動報告 ・会員相互の交流、会員の活動状況、新会員の紹介 ・意識向上のための情報発信、講習会研修会等の広報 ・取材報告やアンケートによる会員の意見、ニーズ報告 <p>【会報発行】</p> <table border="0"> <tr> <td>6月</td> <td>ケアワーク信濃</td> <td>169号発行</td> <td>定時社員総会資料と共に</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>ケアワーク信濃</td> <td>170号発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>ケアワーク信濃</td> <td>171号発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>ケアワーク信濃</td> <td>172号発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>ケアワーク信濃</td> <td>173号発行</td> <td></td> </tr> </table> <p>②ホームページ及びfacebook・会員勧誘DVDの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会、研修会等の広報 ・入会案内 ・情報公開 ・介護福祉士の活動状況 発信 <p>④ 会員への情報発信と受信方法の検討</p> <p>⑤ 他委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動の情報共有、情報交換 	6月	ケアワーク信濃	169号発行	定時社員総会資料と共に	8月	ケアワーク信濃	170号発行		10月	ケアワーク信濃	171号発行		12月	ケアワーク信濃	172号発行		3月	ケアワーク信濃	173号発行	
6月	ケアワーク信濃	169号発行	定時社員総会資料と共に																		
8月	ケアワーク信濃	170号発行																			
10月	ケアワーク信濃	171号発行																			
12月	ケアワーク信濃	172号発行																			
3月	ケアワーク信濃	173号発行																			

(2) 研修委員会

目的：介護福祉士の資質の向上や介護に関する知識・技術の普及を目指した研修の企画と分析を目的とします。

【活動内容】

- ・年3回 研修の運営、企画について討議
- ・本会研修の運営補助
- ・研修会終了後のアンケート実施と集計
- ・支部研修、ブロック研修の企画とサポート
- ・本会研修と全県支部ブロック研修を把握し、担当支部内研修の企画から運営まで、情報共有しながらサポートする。
- ・オンライン研修の実施増加が見込まれることから、研修委員がZoomホストの役割を理解するために学習会を開催する。
- ・組織委員会と連携を図り、研修時に介護福祉士会入会案内を実施する

①専門部会研修等

研修名等	期 日	会 場	内 容
認定介護福祉士実践発表	6月17日	松本市 松南地区公民館	定時社員総会で実践発表

②各種研修

研修名	期日	会場	内容
認定介護福祉士養成研修	令和5年7月～ 令和7年7月 (42日中の24日間)	JA長野ビル	認定介護福祉士としての役割や使命を果たすために必要な知識・技術を獲得し、実践力を身に着けた介護福祉士を養成する
ファーストステップ研修	前半6月～1月 (後半令和6年 予定)	上水内教育会館(事務局隣) JA長野ビル	小規模チームのリーダーや初任者の指導係として期待できる者、また現場における的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアの実践ができる指導的職員を養成する
介護福祉士基本研修会	7月～8月 (3日間)	上水内教育会館(事務局隣)	根拠に基づいた介護を実践するために、求められる介護福祉士像、生活支援としての介護の視点、自立支援の考え方、求められる知識と技術、介護過程の基本的理解、介護過程の展開の実際を学ぶ
介護福祉士実習指導者研修	6月～9月 (4日間)	JA長野県ビル	介護の基本・実習指導の理論と実際・介護過程の理論と指導・スーパービジョンの意義と活用・実習指導の方法と展開・実習指導における課題への対応・指導者への期待
サービス提供責任者研修	9月～12月 (4日間)	上水内教育会館(事務局隣) JA長野ビル	介護保険法と訪問介護、訪問介護計画、手順書の作成及び記録、他職種との連携及びコミュニケーション、事業所内で部下を指導教育する方法、サービス提供責任者に必要な医療知識や緊急時対応等を学ぶ
サービス提供責任者フォローアップ研修	調整中	調整中	サービス提供責任者の会と連携し、サービス担当責任者の資質向上を図る。

リスクマネジメント研修	4月～5月	上水内教育会館(事務局隣)	介護現場におけるリスクマネジメントに焦点を当て、その目的と持つべき視点、体制整備に必要なツール類の作成と周知及び適切な運用方法の習得を目的とし、事故報告書もとにした事故要因分析の実施、適切な記録方法の習得、再発防止策の構築を学ぶ
介護福祉士の専門性と職業倫理	12月	上水内教育会館(事務局隣)	職業倫理、人権と尊厳、虐待防止、身体拘束廃止など介護の基本姿勢を学び、介護福祉士の専門性を理解し、介護支援の展開方法を学ぶ
看取りの研修	1月	JA長野ビル	人生の最終章をその人らしく支えるために、終末期の身体の状態を理解し、利用者・家族等との関わり方、他職種との連携について学ぶ
拘縮予防・改善のための介護	9月	松本短期大学	拘縮を適切に理化し、ケアの実践、拘縮ケアのポジショニングを学び、正しい姿勢・ポジショニングをすることによって拘縮予防・改善を実践する(アドバイザーの育成)
生活支援技術講習会(指導者養成)	1日間	松本短期大学	生活支援技術の講師として、統一した基本技術の確認と、状況に合わせた技術が提供できるよう学ぶ
講師養成研修	1日間	長野市	研修の意義や目的を踏まえた講義を行うために、質の高い専門性を伝達できる介護福祉士を養成する。
災害ボランティア研修	半日	未定	災害時における介護福祉士としてのボランティアの在り方を学ぶ

③その他

ア、会員のニーズに応じた研修の企画を随時企画します。

イ、各支部、ブロックでの研修を充実させます。

- ・生活支援技術
- ・認知症研修
- ・会員のニーズに応じた研修企画(コミュニケーション・多職種連携等)

ウ、委託研修及び講師派遣事業

講座名等	期 日	主 催	内 容
介護職種技能実習指導員講習会	1回以上	日本介護福祉士会	介護現場で技能実習生の指導に当たることになる技能実習指導員等を対象とした講習。
全国一斉模擬試験	1回	日本介護福祉士会	介護福祉士の国家試験対策のための全国一斉模擬試験の実施。
キャリア形成訪問指導事業	年間 50 事業所	長野県健康福祉部 介護支援課	各プログラム一覧による研修を事業所訪問して実施し、介護従事者のキャリアアップを支援する

長野県外国人介護人材受け入れ支援事業集合研修	2月・3月（3回）	長野県健康福祉部 介護支援課	外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるよう知識の習得と研修を通して交流する。
広域連合介護認定審査会	通年	各広域連合	介護認定審査

(3) 組織委員会 年6回

目的

介護福祉士の職能団体が、どのようなことを考え、どのようなことに取り組んでいるのか等について発信して、存在を広く周知していく。また、介護の魅力発信と組織率強化に向けた活動をし、入会率の増進に努めます。

①新規会員勧誘活動

ア.研修会場

- ・研修時勧誘活動を計画
本会・支部・ブロック研修の計画表を確認し、パンフレット配布や声かけ行う。講師として関わった研修でも機会を作り広報行っていく

イ.各事業所

- ・勧誘時の説明書を確認し持参資料をセットし支部会で伝達、分担の計画を立て実施。
会員を通して新規職員に入会の声かけ行っていく

ウ.国家試験会場での激励

- ・介護福祉士国家試験会場でホッカイロと勧誘チラシを配布し、受験生に声かけを行う
→ 組織委員だけでなく三役も協力、手分けして配る。手応えは良かったが受験者数が配布予定の数を大きく上回ってしまい渡せない方もいたため、来年度は把握が必須

エ.養成校との連携

- ・学園祭への参加（ブース設置以外にも手伝いに参加するなど交流の機会を考える）
7月～9月が目安。
- ・卒業生への入会説明(DVD・ZOOMを活用し現会員と未入会者が触れ合える機会を作る。日程・内容は状況を見て検討。(特に次年度は半年に一度は計画するなど、講師やの代表者と早めに計画し、機会を多く作っておく。)
→ 入会案内で養成校訪問を企画する時期が被ってしまうため、状況が許すのであれば夏、冬分けて行う。
- ・オンラインでの介護カフェへの招待、または県全域の養成校へ呼びかけ学生と現場の介護職とのオンラインカフェの企画（場合によっては支部と合同で）
- ・研修案内（QRコード配布などしてホームページへのアクセスを簡単にする工夫）
- ・キャンペーン企画前の情報収集、企画の提案(決定は三役会で)、キャンペーンの周知（9月頃～12月）

オ.新規資格取得者への勧誘

- ・合格発表時 Facebook や HP で広報
- ・事業所への配布(取得者情報の入手方法検討)

②介護カフェ企画、開催

- ・オンラインも含め県レベルでの介護カフェの開催

(4) 災害対策委員会 年6回（運営委員会に合わせる）

目的：介護福祉士として災害対策においても多職種連携を推進するなど、介護福祉士としての役割を果たすことを目指します。

① 災害対策委員会について会員に周知する

会員への周知を徹底するため、委員会活動の状況を伝えるとともに、災害対策を組織的に行えるよう体制を図式化する。

- ・委員会議事録の公開（ホームページ）
- ・図式の素案（～6月）

②災害支援マニュアルの手順書の作成

- ・手順書と災害ボランティア登録者名簿の整備を行う。

③災害ボランティア基礎研修の企画と開催

・マニュアルに沿った訓練を取り入れる研修も含め企画していく。

④その他

・本会以外の災害支援に関する研修への参加をする。

(5) 地域福祉委員会 年6回

目的：経験豊富な諸先輩方の力も借りながら、潜在介護福祉士の職場復帰を促すと同時に、研修等の企画を通して新しい介護福祉士を増やす事を目的とした活動を関係団体等と連携して推進します。

また、シニア世代の活躍の場を広げていきます。

① 潜在介護福祉士の復帰事業

・時代のニーズに求められる研修等、協議し企画する。

②30周年記念誌の発行

・社員総会までの完成を目指し、全会員に記念誌を配布する

③研修交流会

・コロナ禍での形を模索し、状況にあった形で、企画、運営する

④研修旅行

・7月に実施予定

⑤介護福祉士啓発（実務者研修実施事業所への訪問等）

(6) 倫理委員会

目的：倫理要綱をもとに、「納得のいく」「最善の」介護を提供するための環境を作るための活動を行います。

①委員会の開催（随時）

②倫理に関する研修会

内 容：虐待防止と職業倫理について学ぶ

3. 各種事業、取り組み推進体制

①定時社員総会 年1回（6月17日） 中信支部担当 オンライン

②理事会 年4回（5月 6月 12月 3月）

③運営委員会 年6回 於：松本市松南地区公民館

2023年 5月13日（土） 7月 8日（土）

9月16日（土） 11月25日（土）

2024年 1月 6日（土） 3月 9日（土）

4. その他

① 日本介護福祉士会総会（代議員会） 東京都 5月27日（土）

② 日本地域福祉学会 長野県 6月10日（土） 11日（日）

③ 日本介護福祉士会全国大会・日本介護学会 茨木県 11月11日（土） 12日（日）

④ パートナー協定の締結

日本介護福祉士会が各都道府県介護福祉士の会費徴収事務や会員管理事務、会員管理システムのメンテナンスに係る事務担うことを明確化する協定を締結する。

収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	0	
② 特定資産運用益	1,000	1,000	0	
③ 受取入会金	50,000	50,000	0	
受取入会金	50,000	50,000	0	新規会員50名
④ 受取会費	11,780,000	12,550,000	-770,000	
正会員受取会費	11,500,000	12,250,000	-750,000	会員2,300名 会員数減
賛助会員受取会費	280,000	300,000	-20,000	9会員 1会員減
⑤ 事業収益	11,900,000	9,575,000	2,325,000	
研修会参加負担金収益	6,800,000	4,475,000	2,325,000	
国家試験対策事業収益	100,000	100,000	0	全国一斉模擬試験受講者数減
講師派遣事業収益	5,000,000	5,000,000	0	
第三者調査事業収益	0	0	0	
⑥ 受取補助金等	800,000	800,000	0	
受取通信補助金	800,000	800,000	0	6月8月10月12月3月 5回
⑦ 雑収益	100,000	100,000	0	
雑収益	100,000	100,000	0	
経常収益計	24,631,000	23,076,000	1,555,000	
(2) 経常費用				
① 事業費	9,815,000	8,035,000	1,780,000	
広告宣伝費	10,000	10,000	0	
旅費交通費	750,000	800,000	-50,000	各種研修会講師旅費Zoom等で減
通信運搬費	1,000,000	1,100,000	-100,000	
消耗品費	800,000	1,000,000	-200,000	
印刷製本費	900,000	1,000,000	-100,000	
賃借料	700,000	700,000	0	各種研修会会場費減
諸謝金	4,500,000	3,140,000	1,360,000	各種研修会等講師料減
支払負担金	200,000	50,000	150,000	イベント減負担金等減
業務委託費	740,000	20,000	720,000	
役務費	150,000	150,000	0	
雑費	65,000	65,000	0	
② 管理費	14,816,000	15,041,000	-225,000	
給料手当	7,300,000	7,000,000	300,000	
法定福利費	800,000	700,000	100,000	
旅費交通費	880,000	880,000	0	経費縮減
役務費	41,000	41,000	0	
修繕費	100,000	100,000	0	経費縮減
賃借料	600,000	700,000	-100,000	
光熱水料費	100,000	100,000	0	
通信運搬費	1,700,000	1,800,000	-100,000	Web会議等経費増
消耗品費	700,000	840,000	-140,000	
保険料	100,000	100,000	0	傷害保険料
渉外活動費	150,000	150,000	0	
顧問料	1,000,000	1,000,000	0	
租税公課	765,000	1,000,000	-235,000	

(単位：円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
印刷製本費	500,000	550,000	-50,000	
支払負担金	30,000	30,000	0	
雑費	50,000	50,000	0	
経常費用計	24,631,000	23,076,000	1,555,000	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 指定正味財産振替訂正額	0	0	0	
② 固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
① 基本財産評価損	0	0	0	
② 固定資産売却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	112,744,630	112,744,630	0	
一般正味財産期末残高	112,744,630	112,744,630	0	
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金等	0	0	0	
② 一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高				
正味財産期末残高	112,744,630	112,744,630	0	

報告事項4

公益社団法人 長野県介護福祉士会 倫理委員会名簿

任期:令和5年6月17日～令和7年定時社員総会まで

役職名	氏名	所属・役職名	新任・留任
委員	萱垣 光英	社会福祉法人萱垣会理事長	留任
委員	大野 薫	大野法律事務所 弁護士	新任
委員	白鳥 小百合	小諸市立南保育園	新任
委員	藤森 せつ子	松本市社会福祉協議会	留任
委員	原 千香子		留任

(注) 会員以外2名 会員 3名 計5名